

平成29年9月11日

立田幼稚園

平成30年度 園児募集に関する付属資料

【子ども子育て支援新制度の概要と平成30年度の立田幼稚園運営について】

1. はじめに

皆様方も既にご承知の通り、平成24年8月に「子ども子育て支援法」、「改正認定こども園法」及びそれ等に関する「整備法」の三法律が制定されるに至り、これ等の法に基づく『子ども子育て支援新制度』が平成27年度から全国一斉にスタートしました。

以来3年目を迎えている現在、熊本県内の私立幼稚園では早くもその半数近くが新制度による認定こども園等への移行を実現しています。

立田幼稚園では、入園して頂く幼児の保護者の皆様も、また働く教職員にも混乱や戸惑いが生じないようにしながら、どのような形で新制度に移行できるのかをこれまで種々検討して参りました。

今、再び「来年度新入園児募集要項」を作成する時期となり、早急に結論を出すよう迫られています。

その結果、後述する内容にて平成30年度から新制度に移行するよう行政へ確認申請書を提出する事になりました。

そのためには、まずは新制度の概要を皆様に再度お伝えし、内容をより確実にご理解頂く事が重要です。募集要項を補完するものとしてこの資料を作成致しましたので、熟読頂きご理解を深めて頂きますようお願い致します。

尚、子ども達にとっては従来通りの幼稚園教育施設として何等変わるところはありませんので、ご安心下さい。2歳児の受け入れ促進や預かり保育の充実等で幼稚園における子育て支援が一層拡大されるものとお考え頂きますようお願い致します。

2. 新制度の概要

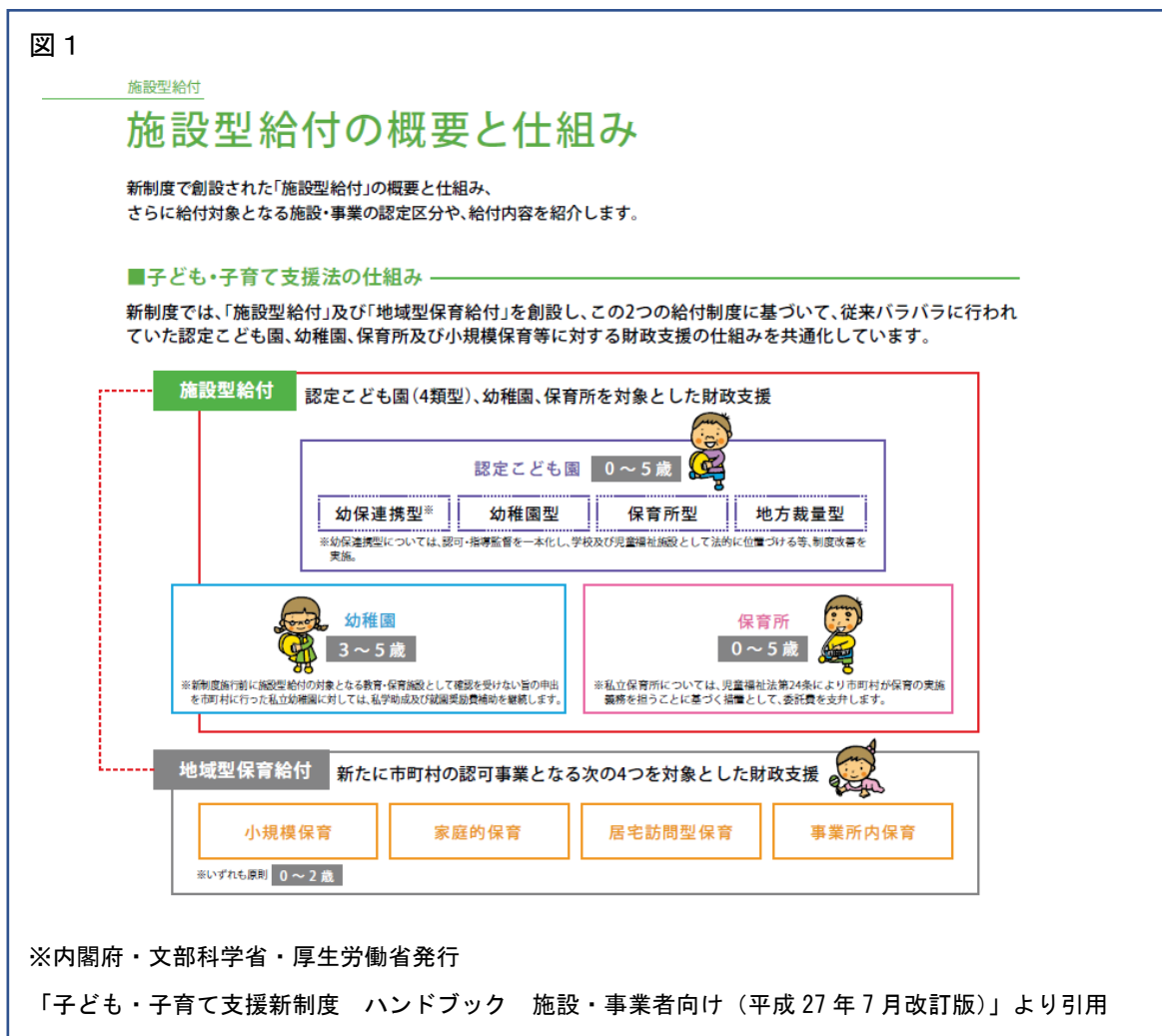
今回の「子ども子育て支援新制度」では、内容が多岐にわたるため、全容をお伝えすることは叶いませんが、幼稚園や今回の園児募集に係る事柄を中心に、以下その概要をお知らせ致します。

[2. 1] 施設型給付制度の導入 (図1参照)

これまでは、幼稚園や保育所あるいはその保護者に対する財政支援は、指導監督庁や市町村によってバラバラに実施されていたため、偏りや平等性に欠ける等の批判がありました。この不備を解消し、どの施設を選択しても事業者（幼稚園等）や利用者（園児や保護者）が平等な財政支援を受けられる仕組みとして、この「施設型給付制度」が実施される事となりました。

これにより同じ事業内容なら、保護者はどこに入園しようとも同じサービスであれば同じ負担額となります。また、どの事業所も同じ財政支援を受ける事となります。

図 1



[2. 2] 利用者の認定区分 (表1参照)

施設型給付を受ける施設（特定教育・保育施設と呼ぶ）は、県や市町村への確認申請を通して認可や認定を受け事業を実施します。

その特定教育・保育施設を利用する乳幼児は、その利用内容（サービス内容）によって、表1の通り、1号認定児、2号認定児、3号認定児へと3区分されます。

2号、3号の乳幼児は、これまでの保育所対象児であり、2号、3号児としてのサービス内容を求めるには、市町村の認定審査を受ける必要があります。

また、2号、3号の認定を受けられる者であっても、1号認定を選択することができ、これまでのように幼稚園で預かり保育を利用することも可能です。

更に、3歳未満児の幼稚園入園も従来通り認められており、3号認定に該当しない2歳児も、幼稚園に入園し預かり保育を利用することが可能です。

詳細は、園へご相談下さい。

表1 **利用者認定区分**



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園 認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

※内閣府・文部科学省・厚生労働省発行

「子ども・子育て支援新制度 ハンドブック 施設・事業者向け(平成27年7月改訂版)」より引用

[2 . 3] 私立幼稚園の取り得る選択肢 (図2参照)

新制度の中で私立幼稚園が取り得る選択肢は、大別すると、下記①～③の3通りです。

【新制度へ移行】 ※市町村或は、都道府県の確認・認定・許可が必要。

- ① (幼保連携型または幼稚園型) 認定こども園へ移行する。
- ② 施設型給付を受ける幼稚園へ移行する。

【新制度へは移行しない】 ※財政支援等は、これまで通り文科省・都道府県管轄下で実施される。

- ③ 従前通りの幼稚園として残る。(現状の立田幼稚園は、これに該当)

図 2

私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合
		認定こども園になって 「施設型給付」を受ける (幼保連携型) (幼稚園型)	幼稚園のまま 「施設型給付」を受ける	幼稚園のまま 「施設型給付」を 受けない ^{※1} _{※2}
位置付け・役割		●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育二一ズ」に対応 (幼保連携型) (幼稚園型) ●学校と児童福祉施設の位置付け ●学校 ●保育機能を認定	●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育二一ズ」に対応	●学校教育を提供する施設
施設の認可(認定)・指導監督等	認可(認定)	(幼保連携型) (幼稚園型) ●都道府県・指定都市・中核市 ●都道府県	●都道府県	●都道府県
	確認	●市町村		
財政措置		●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 ^{※3} 及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」 ^{※3} ●私学助成(特別補助等) ^{※4}	●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 ^{※3} 及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等) ^{※4}	●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費

※内閣府・文部科学省・厚生労働省発行

「子ども・子育て支援新制度 ハンドブック 施設・事業者向け(平成27年7月改訂版)」より引用

[2. 4] 公定価格と利用者負担額・公費負担額（施設型給付費）（図3参照）

1号認定児と2～3号認定児の財政支援を実施するために、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定した、全国一律の価格「公定価格」が定められています。

その公定価格の範囲において政令で定める額を限度として、市町村が「利用者負担額」を定めます。

平成29年度の熊本市の利用者負担額は「表2及び3：平成29年度 熊本市子ども子育て支援新制度 利用者負担額（保育料）」を参照して下さい。利用者負担額は、各世帯の所得や子どもの数によって定められています。

入園申込者が幼稚園へ願書を提出し、幼稚園から市町村へ入園者名簿を提出すると、1号認定が決定し、その後それぞれの利用者負担額が決定されます。

尚、熊本市以外にお住まいの方については、それぞれの居住地の市町村から同様の表が提示されます。

園は、公定価格から利用者負担額を差し引いた金額を、市町村から法定受領します。これを「施設型給付」と言います。

尚、利用者負担額に給食費やバス代、施設費等の実費徴収・上乗せ徴収を合わせた金額を、利用者が各園に「保育料」として支払うことになります。

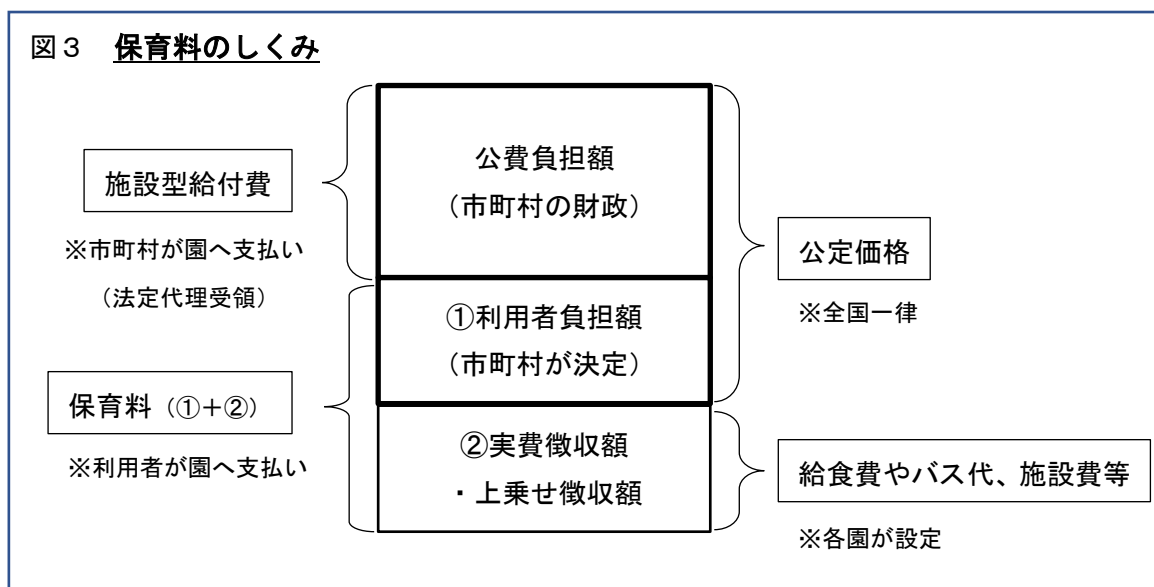


表 2

参考

平成 29 年度 教育標準時間認定(1号認定)を利用予定の皆様へ

平成 29 年 4 月

熊本市保育幼稚園課

**平成 29 年度 熊本市 子ども子育て支援新制度
認定こども園等の教育標準時間認定(1号認定) 利用者負担額(保育料) (月額)**

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000円
③	市民税所得割額 24,300円未満	7,400円
④	24,300円以上 48,600円未満	9,300円
⑤	48,600円以上 65,000円未満	11,800円
⑥	65,000円以上 77,101円未満	14,100円
⑦	77,101円以上 211,201円未満	20,500円
⑧	211,201円以上	25,700円

注1 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税所得割額、9月から翌年3月は当年度分の市民税所得割額により決定します。

注2 市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

注3 幼稚園年少から小学校3年までの範囲内において、小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等を利用している兄・姉がいる場合には、そのうちの最年長の児童から順に数えて、2人目の児童については半額に、また、3人目以降の児童については無料となります。
ただし、市民税所得割額77,101円未満(階層③～⑥)の世帯については、地方税法上の扶養親族(兄・姉)がいる場合には、上の子の年齢を問わず2人目については半額に、また、3人目以降の児童については無料となります。

なお、市民税非課税世帯(階層②)については、2人目以降の児童は無料となります。

注4 ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、②階層となった場合には無料、また、市民税所得割額が77,101円未満(本市階層③～⑥)の場合、1人目は3,000円に、2人目以降は無料となります。

注5 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

注6 公立幼稚園の利用者負担額は、別途定めることとなります。また、新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担額は、現行どおり各園が定めます。

○保育所・認定こども園への申込等に関するお問い合わせ先

各区役所	保健子ども課
中央区	096-328-2421
東区	096-367-9130
西区	096-329-6838
南区	096-357-4135
北区	096-272-1104

市役所保育幼稚園課
096-328-2568

表 3

参考

平成 29 年度 保育所・認定こども園へ入所申込みの皆様へ

平成 29 年 4 月

熊本市保育幼稚園課

**平成 29 年度 熊本市 子ども子育て支援新制度
保育所・認定こども園等の保育認定(2号・3号認定) 利用者負担額(保育料) (月額)**

(円)

階層区分		3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①	生活保護世帯	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	4,000	4,000	3,000	3,000
③-1	市民税所得割額 24,300 円未満	10,000	9,900	7,500	7,400
③-2	24,300 円以上 48,600 円未満	12,000	11,800	9,500	9,300
④-1	48,600 円以上 65,000 円未満	16,000	15,700	12,000	11,800
④-2	65,000 円以上 81,000 円未満	22,500	22,100	20,000	19,700
④-3	81,000 円以上 97,000 円未満	27,500	27,100	24,500	24,100
⑤-1	97,000 円以上 121,000 円未満	33,000	32,500	28,000	27,500
⑤-2	121,000 円以上 145,000 円未満	34,500	34,000	28,500	28,000
⑤-3	145,000 円以上 169,000 円未満	38,000	37,400	29,000	28,500
⑥-1	169,000 円以上 213,000 円未満	45,000	44,300	29,500	29,000
⑥-2	213,000 円以上 257,000 円未満	47,000	46,200	30,500	30,000
⑥-3	257,000 円以上 301,000 円未満	50,000	49,200	31,000	30,500
⑦-1	301,000 円以上 349,000 円未満	53,000	52,200	32,000	31,400
⑦-2	349,000 円以上 397,000 円未満	55,000	54,100	32,500	31,900
⑧	397,000 円以上	58,000	57,000	33,000	32,400

注 1 表中の年齢については、平成 29 年 3 月 31 日現在の満年齢により決定します。

注 2 階層区分は、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月から翌年 3 月は当年度分の市民税所得割額により決定します。

注 3 市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

注 4 同一世帯の 2 人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童については無料となります。
市民税所得割額 57,700 円未満(階層②～④-1の一部)の世帯については、地方税法上の扶養親族(兄・姉)がいる場合には、上の子の年齢を問わず 2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童については無料となります。

なお、市民税非課税世帯(階層②)については、2 人目以降の児童は無料となります。

注 5 同一世帯に、保護者が同じ 18 歳未満の児童が 3 人以上いる場合、3 人目以降の 3 歳未満で入所する場合その児童については無料となります。

注 6 母子(父子)世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、②階層となった場合には無料、また、市民税所得割額が 77,101 円未満(本市階層③-1～④-2の一部)の場合、1 人目は 2 号認定については 3,000 円、3 号認定については 4,000 円となり、2 人目以降は無料となります。

注 7 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

○保育所・認定こども園への申込等に関するお問い合わせ先

各区役所	保健子ども課
中央区	096-328-2421
東区	096-367-9130
西区	096-329-6838
南区	096-357-4135
北区	096-272-1104

市役所保育幼稚園課
096-328-2568

3. 平成30年度の立田幼稚園の運営

これ迄、認定こども園を始めとして、新制度の中で本園の取り得る方向を種々検討して参りましたが、結論として平成30年度から、**施設型給付の幼稚園**として進むべく、熊本市へ確認申請するに至りました。

この事により、以下のメリット等が考えられます。

- (1) 本来の幼稚園教育とその機能を損なう事なく、広く安定した財政支援や財政負担の公平性・平等性を担保しながら、教職員一丸となって幼児教育の更なる充実を目指す。
- (2) 預かり保育を充実することにより、1号認定対象児のみならず、2号認定対象児や3号認定対象児としての2歳児、更に3号認定に該当しない2歳児も本園を利用可能とし、認定こども園と同様の事業展開を実施して、保護者の就労支援に努める。
- (3) 新園舎を十分に活用して2歳児(1号認定を受けた満3歳児と3歳未満の2歳児)の入園促進を図り、子育て支援の役割も果たす。

この運営方針に従い平成30年度園児募集要項を作成しておりますが、入園手続きは基本的にこれまでと変わる事はありませんので、ご安心下さい。

4. 最後に

平成27年度に新制度が導入されて、保護者の皆様も戸惑いを感じていらっしゃるのではないのでしょうか？

下記日程にて事前説明会を開催し、来年度の運営や新制度に関してご説明する事に致しますが、当面疑問や質問があれば遠慮なく申し出て頂きますようお願い致します。

【事前説明会日程】

平成29年10月23日(月)	在園児保護者対象説明会	10:30~11:30	遊戯室にて
平成29年10月27日(金)	新入園児保護者対象説明会	10:30~11:30	遊戯室にて

※入園決定者に対する入園にあたっての説明会は、下記日程にて従来通り計画しています。

平成30年3月3日(土) 10時~遊戯室にて